二　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの
イ　三―ヒドロキシ―一―メチルピペリジン
ロ　フッ化カリウム
ハ　エチレンクロロヒドリン
ニ　ジメチルアミン
ホ　塩酸ジメチルアミン
ヘ　フッ化水素
ト　ベンジル酸メチル
チ　三―キヌクリジノン
リ　ピナコロン
ヌ　シアン化カリウム
ル　一水素二フッ化カリウム
ヲ　一水素二フッ化アンモニウム
ワ　一水素二フッ化ナトリウム
カ　フッ化ナトリウム
ヨ　シアン化ナトリウム
タ　五硫化リン
レ　ジイソプロピルアミン
ソ　二―ジエチルアミノエタノール
ツ　硫化ナトリウム
ネ　トリエタノールアミン塩酸塩
三　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの
イ　Ｏ・Ｏ―ジエチル＝Ｓ―［二―（ジエチルアミノ）エチル］＝ホスホロチオラート（別名アミトン）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
ロ　一・一・三・三―ペンタフルオロ―二―（トリフルオロメチル）―一―プロペン（別名ＰＦＩＢ）
ハ　無能力化物質（三―キヌクリジニル＝ベンジラート（別名ＢＺ）を含む。）
ニ　二塩化カルボニル（別名ホスゲン）
ホ　塩化シアン
ヘ　シアン化水素
ト　トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）
四　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの
イ　アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）（メチルホスホニルジフルオリド（別名ＤＦ）を含む。）
ロ　Ｏ―アルキル＝Ｏ―二―ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（Ｏ―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ―アルキルのアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、Ｏ―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類（Ｏ―エチル＝Ｏ―二―ジイソプロピルアミノエチル＝メチルホスホニット（別名ＱＬ）を含む。）
ハ　Ｏ―二―ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット（Ｏ―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
ニ　Ｏ―イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート
ホ　Ｏ―ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート
ヘ　炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物
ト　Ｎ・Ｎ―ジアルキルホスホルアミジク＝ジハリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）
チ　ジアルキル＝Ｎ・Ｎ―ジアルキルホスホルアミダート（ジアルキル及びＮ・Ｎ―ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）
リ　三塩化ヒ素
ヌ　二・二―ジフェニル―二―ヒドロキシ酢酸
ル　キヌクリジン―三―オール
ヲ　Ｎ・Ｎ―ジアルキルアミノエチル―二―クロリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類
ワ　Ｎ・Ｎ―ジアルキルアミノエタン―二―オール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノエタノール及びＮ・Ｎ―ジエチルアミノエタノールを含む。）
カ　Ｎ・Ｎ―ジアルキルアミノエタン―二―チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類
ヨ　ビス（二―ヒドロキシエチル）スルフィド
タ　三・三―ジメチルブタン―二―オール
レ　塩化ホスホリル
ソ　三塩化リン
ツ　五塩化リン
ネ　亜リン酸トリメチル
ナ　亜リン酸トリエチル
ラ　亜リン酸ジメチル
ム　亜リン酸ジエチル
ウ　一塩化硫黄
ヰ　二塩化硫黄
ノ　塩化チオニル
オ　エチルジエタノールアミン
ク　メチルジエタノールアミン
ヤ　トリエタノールアミン

2　検査法施行令別表の二の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　反応器であって、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
ハ　ふっ素樹脂
ニ　ガラス
ホ　タンタル又はタンタル合金
ヘ　チタン又はチタン合金
ト　ジルコニウム又はジルコニウム合金
二　貯蔵容器であって、容量が〇・一立方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金